

「男女平等参画のための東京都行動計画 平成20年度取組実績」

17 社団法人日本私立大学連盟

20年度の具体的取組		実績
1. あらゆる分野への参画の促進		
(1) 働く場における男女平等参画の促進		
均等な雇用機会の確保		
	教職員の任用にあたっては、女性の登用を積極的に推進します。	教職員の任用にあたっては、女性の登用を積極的に推進しており、調査大学の教職員のうち女性が占める割合は42.3%であった。
2. 人権が尊重される社会の形成		
(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組		
セクシュアル・ハラスメントの防止		
	キャンパス・セクシュアル・ハラスメント等について、各大学が積極的に取り組むように普及啓発を図ります。	調査対象全大学において、何らかのハラスメント対策を行っており、その対策部署・委員会を設置している。  また、セクシャルハラスメントのみだけではなく、パワーハラスメント等に対応する委員会等の設置も増加している。(例：キャンパスハラスメント対策室、人権侵害防止委員会、人権・ハラスメント対策センター、人権問題委員会等)
3. 男女平等参画を推進する社会づくり		
(1) 教育・学習の充実		
	教育の場において、男女平等参画社会の実現をめざすための工夫を重ねます。  授業科目への積極的な取組、講演会、シンポジウムの開催等を行います。	大多数の大学において、授業科目に「男女平等参画社会」への意識改革を目的としたものを設けている。(例：ジェンダー論、女性福祉論、ジェンダーと法、法女性学、女性の経済学、女性と労働、現代男性論等)  また、講演会・シンポジウム等も積極的に開催されている。
	就職及び進学に際して、男女平等参画の視点から進路指導や相談を行います。	就職及び進学に際しては、男女の別なく指導を行っているが、女子の就職や進学に対して、一般社会の受け入れの土壌が十分ではないと感じている担当者も多い。